

フッ化物洗口普及事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、乳幼児期から継続的に歯と口腔の健康維持・増進を推進するため、市町村（仙台市を除く。以下同じ。）が管内の保育所、幼稚園及びこども園（以下「保育所等」という。）並びに小学校及び中学校（以下「学校」という。）において実施するフッ化物洗口普及事業に関し必要な事項を定め、当該市町村におけるフッ化物洗口の円滑かつ自律的な導入を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 この事業は、市町村が管内の保育所等、学校及び関係機関と連携し実施する。

(対象施設)

第3 この事業の対象施設は、在籍児童及び生徒に対し新たにフッ化物洗口を実施する保育所等及び学校とする。

(対象者)

第4 この事業の対象者は、第3に規定する施設に在籍し、かつ、事業の実施について保護者の承諾が得られた4歳児から中学3年生とする。

(実施方法)

第5 この事業は、宮城県フッ化物洗口マニュアル（令和3年3月）に準拠し実施するものとする。

(県の支援)

第6 県は、第1の目的を達するため、この要綱に基づきフッ化物洗口普及事業を実施する市町村に対し、口腔保健支援センターと連携し次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 技術的支援

- イ フッ化物洗口マニュアル、啓発媒体、研修資料等の作成及び提供
- ロ フッ化物洗口に関する市町村職員への研修
- ハ その他フッ化物洗口の円滑かつ自律的な導入手順の確立に必要な支援

(2) 財政的支援

この事業の実施に関し市町村が要した経費に係る補助

2 前項(2)に規定する財政的支援については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。